

松阪市地域防災活動推進助成金

申請の手引き

松阪市 防災対策課

【令和8年4月改正】

【概要】

災害時に住民自治協議会や自主防災組織が地域住民の「共助」による応急活動を展開し、最小限の被害とするための一助となることを目的としています。

別表(第3条、第4条関係)

番号	対象 団体	項目	助成の対象となる経費	助成金額	使用回数
1	住民自治協議会 自主防災隊	地域防災活動費	住民自治協議会主催の防災訓練等に係る経費 消耗品費、燃料費、食料費(炊き出し訓練に係るものに限る。)印刷製本費、講師謝金、その他市長が特に必要と認めるもの	助成対象額の2分の1(当該額が4万円を超えるときは4万円を上限とする。) ※ただし、住民自治協議会内自治会数を10で除した数値が1.0を超える場合は、4万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。	年度内 2回 まで 利用可能
2		防災に関する資格取得費	防災に係る資格(防災士・危機管理士等)を取得するために受講した研修講座に係る経費(研修・講座受講料、資格取得試験受講料及び資格認証登録料とし、講座受講に係る旅費、交通費、宿泊費、飲料費、交際費等を除く。)	資格を取得した者1人につき、助成対象となる研修講座受講料等の2分の1(当該額が3万円を超えるときは3万円を上限とする。)	年度内 2名 まで 利用可能
3		防災資機材等初期配備費	自主防災組織発足時に必要な防災資機材の取得に要する経費	助成の対象となる経費に相当する額。(当該額が30万円を超えるときは30万円を上限とする。)	自主防災組織発足後1回のみ利用可能
4		防災資器材等整備費	整備済み防災資機材、災害用備蓄品の修繕及び追加配備に要する経費 ※1年以上の活動実績が必要	助成の対象となる経費の2分の1。(当該額が6万円を超えるときは6万円を上限とする。)	年度内 1回 のみ 利用可能

【詳細】

1 地域防災活動費(防災訓練等に係る経費への助成金)

地区防災計画策定へ向けた活動および地区防災計画内容に沿った活動への利用

I 対象団体 各住民自治協議会 ※年度内に **2回**まで利用可能

II 助成金額 助成対象金額の2分の1(上限4万円)

ただし、住民自治協議会内自治会数を10で除した数値が1.0を超える場合は4万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。

(例:住民自治協議会内自治会数18自治会の場合)

$40,000 \text{円} \times 1.8 = 72,000 \text{円}$ (上限)

III 助成金対象

対象となるもの ○

[消耗品]文具、ブルーシート、ごみ袋、救出訓練など使用する木材、軍手 研修用パンフレットなど

[炊き出し費用]食材、ガスなどの燃料、紙皿、ごみ袋 など

[印刷製本費]PRチラシ用紙、インク代、訓練用地図、地域の防災マップ製本、研修用地図 など

[講師謝金]講師謝金(ただし、交通費、宿泊費などは除く)

[その他]参加記念品(防災ホイッスルや携帯トイレなどの防災グッズに限る。)、飲料など

※防災訓練以外の研修費用についても対象となります。

対象とならないもの ×

単価金額(／個)が1万円以上の物品については「備品」と考えられることから、原則対象外とする。(ただし、消耗品としての性質が認められる場合はこの限りではない。)

参加記念品について、日用品として利用可能なもの(トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ごみ袋、サランラップ、アルミホイルなど)は対象外とする。

2 防災に関する資格取得費

I 対象団体 各住民自治協議会、各自主防災組織 ※年度内に2名まで利用可能

II 助成金額 助成対象金額の2分の1(上限3万円)

III 助成金対象

対象となるもの ○

・防災士、危機管理士、防災危機管理者などの資格取得に係る受講料、受験料、登録料、教材費など

対象とならないもの ×

・資格取得に係る旅費、交通費、宿泊費、交際費、飲食費など

3 防災資機材初期配備費

I 対象団体 自主防災組織(自主防災組織を発足する自治会)

II 助成金額 助成対象金額に相当する金額 (上限 30 万円)

III 助成金対象

自主防災組織発足に必要な防災資機材を対象とする。ただし、資器材等配備時に一覧を作成し管理すること、また、配備場所は自治会所有の集会所や防災倉庫とすること。

対象となるもの ○

自家発電機、ソーラー発電機、投光器、拡声器、ヘルメット、バール、のこぎり、消火栓ボックス、消火栓ホース、ジャッキ、はしご、簡易ベッド、炊き出し用鍋、ブルーシート、毛布など

・新たに設置する床面積が 10 m²以内の組み立て式置き型倉庫

対象とならないもの ✕

・災害用備蓄品(非常食、非常用飲料水、非常用排便収納袋、救急セットなど)

・床面積が 10 m²を超える倉庫、収納庫、物置など収納目的で購入するもの

・防災倉庫や消防団倉庫、井戸など既存の消防設備、防災設備に関する改修、修繕費用

・初期消火用品(消火器、消化スティック、消化スプレー、消化シート)

・ゴミ袋、ティッシュ、トイレトペーパーなどの日用品を兼ねる備蓄品の購入費用

・車両や個人宅へ配備する備品(無線機など)

IV注意事項

自主防災隊発足以降、市から交付を受けていない場合に限り、1 回を限度として交付。

4 防災資機材等整備費

I 対象団体 自主防災組織

※1年以上の活動実績がある団体に限り年度内に1回まで利用可能

※活動実績を証明する書類とは？

救助活動、防災訓練、資機材点検、研修会などの自主防災組織単位での活動を前年度に1回以上実施したことがわかる書類(写真付きが望ましいが、回覧板での案内文書や総会資料などでも可)

II 助成金額 助成対象金額の2分の1 (上限6万円)

III 助成金対象

整備済み資機材の修繕および防災資器材、災害用備蓄品の追加配備に要する経費を対象とする。ただし、資器材等配備時に一覧を作成のうえ管理し、配備場所は自治会所有の集会所や防災倉庫とすること。

対象となるもの ○

・防災用資器材

自家発電機、ソーラー発電機、投光器、拡声器、ヘルメット、バール、のこぎり、消火栓ボックス、消火栓ホース、ジャッキ、はしご、簡易ベッド、炊き出し用鍋、ブルーシート、毛布など

・災害用備蓄品

5年以上の長期保存が可能な非常食(アルファ米、乾パン、フリーズドライ食品など)

5年以上の長期保存が可能な非常用飲料水(長期保存可能飲料水など)

非常時用排便収納袋

※購入した備蓄品は購入日、品目・品名、保存場所、個数、納品日、使用期限、備考欄を一覧にして保管し、使用期限を迎えたものは廃棄日等の履歴を備考欄へ記載すること(様式例2参照)

・自治会の管理する井戸に関する費用

・地域主体で配備する感震ブレーカー

・新たに設置する床面積が10㎡以内組み立て式置き型倉庫

対象とならないもの ×

・床面積が10㎡を超える倉庫、収納庫、物置など収納目的で購入するもの

・防災倉庫や消防団倉庫など既存の消防設備、防災設備に関する設置、改修、修繕費用

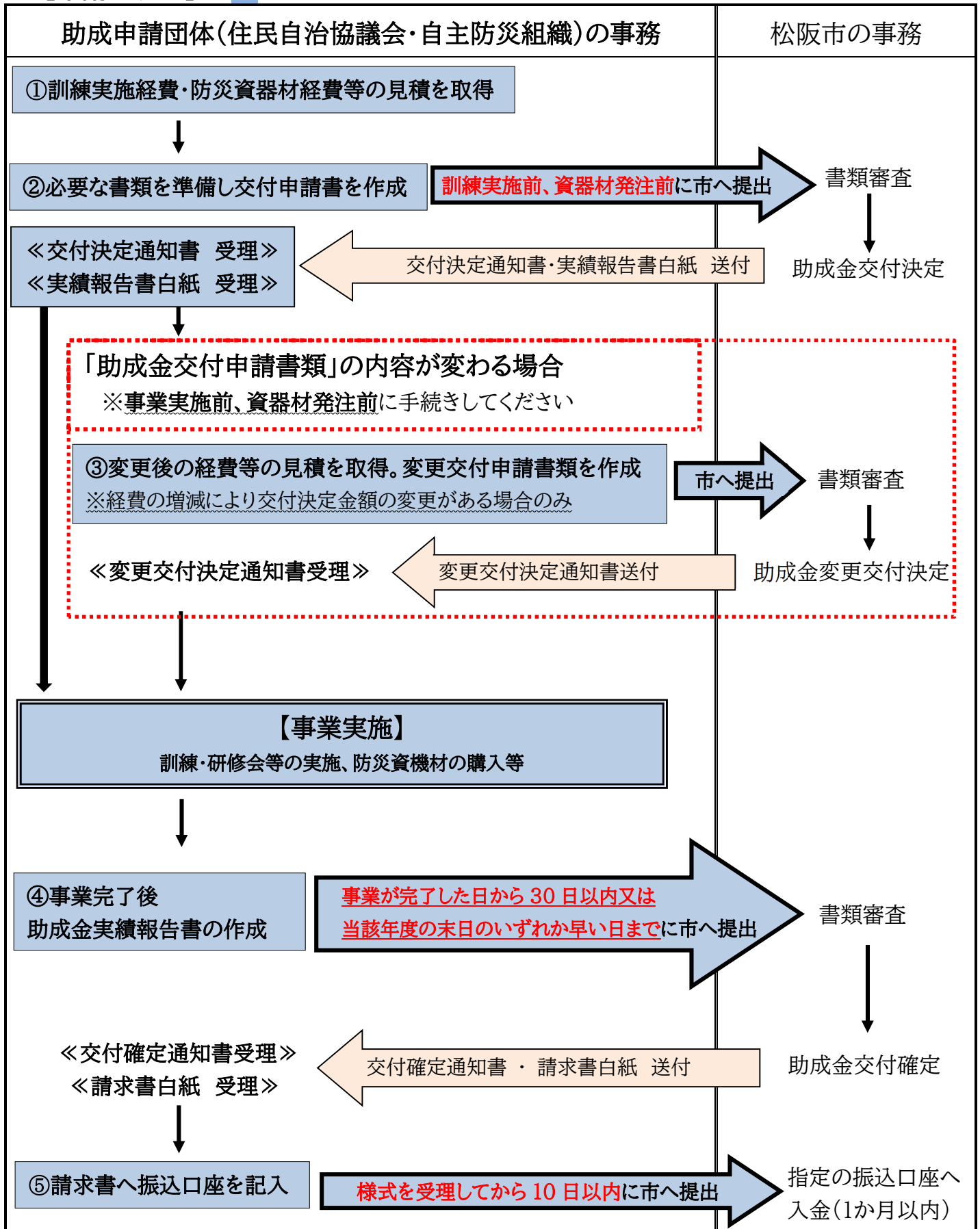
・初期消火用品(消火器、消化スティック、消化スプレー、消化シート)

・ゴミ袋、ティッシュ、トイレトペーパーなどの日用品を兼ねる備蓄品の購入費用

・車両や個人宅へ配備する備品(無線機など)

【申請の流れ】

部分・・・住民自治協議会、自主防災組織の事務作業



【提出書類の一覧】

提出書類	チェック
助成金交付申請書類(事業実施前に提出する書類)	
※【申請の流れ】②で必要な書類	
松阪市地域防災活動推進助成金交付申請書(様式第1号)	
事業計画書 ※任意様式。様式例1参照	
見積書又は助成対象経費が明らかになるもの ※Q&A 参照(Q3)	
各団体規約	
自主防災組織の活動実績が明らかになるもの【自主防災組織の申請時のみ】 ※Q&A 参照(Q4)	
自主防災組織の管理する防災資器材一覧【防災資機材整備費申請時のみ】 ※Q&A 参照(Q7)。様式例2参照	
助成金交付変更申請書類(助成金交付申請書類の内容が変わる場合に申請)	
※【申請の流れ】③で必要な書類	
松阪市地域防災活動推進助成金変更交付申請書(様式第3号)	
変更内容が明らかになるもの(見積書など)	
助成金実績報告書類(事業実施後に提出する書類)	
※【申請の流れ】④で必要な書類	
松阪市地域防災活動推進助成金実績報告書(様式第5号)	
領収書又は購入品明細で購入金額が確認することができるもの	
事業実施を確認することができる写真 (訓練中の写真、納品もしくは修繕前後の資器材の写真など)	
助成金交付請求書類(補助金の振込口座記入書類)	
※申請の流れ⑤で必要な書類	
松阪市地域防災活動推進助成金請求書(様式第7号)	
※口座名義人は住民自治協議会、自治会、自主防災組織とすること	

【Q&A】

Q1 自主防災組織とは？
A 本助成金の対象団体となる「自主防災組織」は単位自治会等を基礎とした団体を指します。
Q2 助成金の申請はいつからできるのか？
A 年度内なら受付しております。 ただし、予算に限りがありますのでお早めに申請してください。なお、完了実績報告書の提出は当該年度〆切日(3月21日)までに提出してください。
Q3 助成対象経費が明らかになるものとは？
A 助成金額を適切に算出するため、見積書や購入物品のカタログの該当ページ等、金額が明記されているものを提出してください。なお、前述の通り市から交付決定通知がされる前に事業(防災訓練・資機材購入など)を実施してしまうと助成金が交付されませんので、請求書や領収証のことはありません(事業実施のタイミングについては前述の「申請の流れ」をご参照ください)。
Q4 自主防災組織の活動実績が明らかになるものとは？
A 細かな書式は問いませんが、整備済み防災資機材の修繕及び追加配備に要する経費に係る防災資機材整備費については、1年以上の防災活動実績がある自主防災組織を対象としているため、防災訓練の実施記録や総会の行事報告など、当該自主防災組織の活動が確認できる書類を提出してください。
Q5 助成金はいくら出るのか？
A 各補助項目ごとに設定された上限まで出ます。1ページの『概要』、もしくは、2ページから4ページの『詳細』をご覧ください。
Q6 防災訓練や整備済み資機材の追加、修繕において、助成対象となる品目は？
A 2ページから4ページの『詳細』をご覧ください。 なお、対象であるかどうかの判断が困難である場合は、市にて協議しますので、ご相談ください。
Q7 自主防災組織が管理する防災資器材の一覧に記載する内容は？記載する資器材は過去に購入しているものも記載する必要はあるか？
A 一覧への記載内容は様式例2を参照ください。 追加配備の申請の際には、配備済備蓄品の一覧へ追加しての記載が必要です。また、廃棄する場合は、備考へ廃棄歴を記載してください。可能であれば過去に助成金を利用して購入した防災資器材で、現状使用可能なものも一覧へ記載のうえ保管し、申請の際に提出してください。

○様式例2（自主防災組織の管理する防災資器材一覧）

連番	品目	品名	保存場所	個数	納品日	使用期限	備考
1	発電機	ソーラー発電機	■自治会内 ●集会所	1台	2025年 7月18日	なし	
2	非常食	フリーズドライ ご飯	■自治会内 ●集会所	10箱 (200食)	2025年 10月5日	2030年 10月	
3	非常食	長期保存 飲料水	■自治会内 ●集会所	10箱 (120本)	2025年 7月1日	2032年 6月	
4	非常用 トイレ	非常時用排便 収納袋	■自治会 防災備蓄倉庫	5箱 (500回分)	2025年 5月30日	2040年 5月	
5							
6							
7							

※追加で購入したものは既存の一覧を更新して記載していくこと

【申請書白紙】

様式第1号（第5条関係）

松阪市地域防災活動推進助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

(Tel —)

松阪市地域防災活動推進助成金の交付を受けたいので、松阪市地域防災活動推進助成金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 収支予算書

収入の部		支出の部	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
助成金		事業費総額	
地元負担金			
その他			
計		計	

3 関係（添付）書類

- (1) 事業計画書
- (2) 防災活動実績が明らかになるもの（自主防災組織の申請に限る。）
- (3) 見積書又は助成対象経費が明らかになるもの
- (4) 住民自治協議会会則（住民自治協議会の申請に限る。）
- (5) 自主防災組織規約及び隊員名簿（自主防災組織の申請に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

※申請の際にコピーしてご利用ください。

